

東洋史研究

第二十四卷 第二號 昭和四十年九月發行

清初山東における賦役制について

藤 田 敬 一

はじめに

明代中期以來、商品生産、貨幣經濟の進展にともない、王朝權力の人民收奪の體制はいちじるしい變化をうけた。そのもっとも重要な點は賦役の銀納化であろう。明末に實施された一條鞭法は基本的には、この方向をおしすすめるとともに、部分的な賦役の合併をふくむものであった。とはいへ、一條鞭法の實施後も勞働形態による徭役は殘存しており、人頭税たる丁銀も溫存されていた。したがって、清初における賦役制の當面した課題は、これらの殘存する徭役を銀納化し、丁銀を地銀にくりこむことによつて、一條鞭法を最終的に完成することであつた。⁽¹⁾ この課題の一部は、康熙末・雍正年間⁽²⁾に全國的に實施された地丁併徴によつて果される。すなわち、丁銀を廢止して、地銀の附加分とすることになつたのである。しかし、地丁併徴の改革は丁銀にかんするもの⁽³⁾にすぎぬ。

本稿は一條鞭法をうけた清初賦役制が二つの課題——殘存徭役の銀納化と丁銀の地銀への攤入——をどのように果していったか、そしてそれはいかなる事態の進行によるものであつたのか、といった點について、山東を例に明らかにしようとする。

るものである。

なお、賦役制と表裏をなす里甲制は賦役收奪の末端行政機構であり、それによってのみ收奪が保障されるものであった。^(a) 賦役制の矛盾は里甲制の機能と分ちがたく結びついているので、本稿でも、あわせて考察することにした。

一

周知のとおり、清初における山東は、たびかさなる兵亂により、耕地・人口とも極度に減少していた。^(b) 順治元年以來、清朝はしばしば招民開墾政策を實施し、耕地面積の擴大をはかったのであるが、山東においても、清初の農民叛亂が一應鎮壓された順治四年頃を境として、しだいに田土・人丁數の確定が進み、各州縣とも荒地・逃亡人丁の豁除を行っている。開墾はかなり進んだようである、康熙聊城縣志卷一戸口に、

兵燹之後、錢糧不敷、復經黃河口決、……戸口愈減、田土愈荒、至順治十二年冬、……地土漸熟、戸口漸增、而荒蕪開墾十有七也。

とあり、東昌府の聊城縣では荒蕪地の七割が順治十二年までに開墾されていた。青州府益都の人、孫廷銓の「請查墾荒疏」^(c)には、當時の開墾状況について、

即以臣鄉山東言之、除荒大勢、多在西三府、而往昔所經大道之旁、一望皆黃茅白土、近一兩年、再經其地、頗多開熟、村煙相接、鷄犬相聞、該撫藩司開荒甚多、

とのべられている。西三府とは濟南府、東昌府、兗州府のことであろうが、これらの地方でもっとも開墾が進捗していた。^(d) 清朝は農業生産力の回復をはかる一方、賦役收奪の制度的整備に着手した。周知のとおり、清朝は入關以來、村落統治機構の設置を急ぎ、順治元年八月には總甲制が施行された。しかし總甲制の主眼は警察業務にあって、賦役收奪の機構をもっていなかったために、順治五年にいたり、里甲制の復活が行われたのである。^(e) ここに人戸一甲長一坊廂里長一州縣

という支配體制が成立し、里長・甲長は三年に一度（のちに五年に一度）の人丁數調査（編審）を行い、人民は十戸一甲、十甲一里の戸數編成原則による里甲に分割されることになる。人民は州縣から易知由單なるものを給され、納入すべき錢糧額を通知されたのであるが、錢糧の督促・徵收には里長らが當った。康熙新城縣續志、孫元衡⁶⁰「順約編里條約」に、

每里必需里書一人、每甲必需甲長一人、……新邑往例、催糧收糧、俱係里書、

とあり、新城縣では錢糧の催收を里書が擔當している。泰安府では里といわず保と稱し、各保に限年一人を設け、十甲を監督し、甲には戸頭を設け、徭糧を承徵している。また夏津縣では里書は田畝の賣買にともなう名義變更（過割）の事務をあつかっている。⁶¹ここでいわれる里書とか限年は里長の別名に他ならない。彼ら里長は地方によってことなるが、輪番制で任命されるところや、あるいは適當な人を雇っていた。⁶²また州縣からは坐差が派遣され、里長などの監督に當っている。⁶³里甲の構成は多様であるが、鄒平縣では、坊郭・伏生・長白・醴泉・仁義・梁賦の六郷に分かれ、郷の下に五十七里が所屬している。郷には少ないところで四里、多いところだと十五里をふくみ、里の下に甲があるわけだが、これらは自然村落（莊鎮）を戸數によって人爲的に區分したものである。⁶⁴濟寧では千餘の甲がありそれらには一里十數甲の例もみられるように一里十甲の原則は必ずしも徹底されてはいない。⁶⁵

ところで、このような里甲制のもとに、賦役制が實施されるのであるが、以下、山東における賦役制の内容を検討しておこう。清初における賦役制の基本は明末の一條鞭法によって成立した地銀・丁銀の二本だてであった。鄒平縣では、順治十六年の賦役全書によれば、民田は上地・中地・下地の三等に分けられ、夏稅麥・農桑絹・稅絲・秋糧米・馬草・鹽鈔・蘄鎮柴直馬價工屬宗祿民材等項銀・九釐地畝銀・本色花布花絨正銀・脚價盤費鋪墊輕齋席草等項銀・兵餉經費驛站夫馬祭祀考試等項銀を合算した四萬兩餘の地銀と實徵米五千九百石餘、實徵麥四十八石をそれぞれの科則にしたがって上記の土地に課している。一方、丁銀は順治年間に戸等制を廢し、一例人丁になっているが、順治十一年の記録によれば、九九六

五丁の實當人丁に毎丁二錢七分を科している。そしてこれらを總計した錢糧が漕糧などの起運部分と俸銀などの存留部分に區分されるわけである。³⁹⁾

ところで、この資料から、われわれは清初において田賦の面でいちじるしく銀納化が進行していることに氣づくのである。同時代の、順治十八年の統計によれば、山東全省で地銀二百四十萬兩、實徵麥三萬石、實徵米三十六萬石、實徵穀七百石となっていて、實徵米麥三十九萬石を山東に課せられた漕糧額三十七萬石および存留分だと考えると、田賦のほとんどが貨幣納であったことが裏づけられるのである。なおここで注目しておきたいのは丁銀科派にさいして、明末の一條鞭法以來の「不分等則一例人丁」が採用されていることである。明末にあつても、三等九則の戸等制にもとづく丁銀科派の例はみられるのであるが、崇禎から順治年間にいたつて多くの州縣で從來の戸等制を廢止している。鄒平縣もその例であるが、招遠縣では、九則（萬曆年間）、四則（崇禎年間）、二則（順治年間）と變化し、順治十七年に一則に改められている。⁴⁰⁾ 田土數、人丁數、事産を總合して、戸のランクを設け、一丁當りの丁銀額を決定するという方法は、極めて合理的にみえるのであるが、實際には逆であつた。地主・上農層は財産を隱匿し、戸等制を事實上、無意味にしていた。⁴¹⁾ 鄒縣では、こうした弊害を除くために、萬曆三十六年に一則に改めている。⁴²⁾ また樂安縣では上等三則の戸に收頭の役が科せられている上に、丁銀も遞加されているので、彼らは一則に改めるよう知縣に要求して許されている。⁴³⁾ 戸等制の廢止は、徵收方法における合理化を意圖したものであると同時に、地銀の成立によって土地負擔の増大した地主・上農層の強い要求にみあつたものであつたであろう。加えて、崇禎以來兵亂がつづき、田土の荒廢と人民の逃亡が激化すると、戸等制そのものが全く無意味になつてしまつたのである。乾隆齊河縣志卷三戶口志に、

論曰、從來戶口之稽、區爲三等九則、俱以版冊爲空、齊邑昔亦稱蕃庶矣、明萬曆間審流編戶、尙分八則、後以天災人患饑饉相仍、以一里分十甲、而甲或缺十之六、以一甲總十戶、而戶或缺十之九、不分等則、勢有不得不然者、

とある。一例人丁化にさいしては、單縣の場合だと、順治九年の丁銀總額二四一六四兩四錢を、上下二則の人丁總數四四

七九三丁で除し、毎丁五分三釐九毫餘の微細な數値を算出する。したがって、丁銀總額には全然變更がないのである。毎丁の丁銀負擔額は州縣によって著しく不均等であつて、日照縣では三錢四分餘であるのに對し、招遠縣では四分一釐餘にすぎない。

ところで、田賦についてはどうかといへば、明末の一條鞭法によって戸等制がなくなり、地則によって賦課されていた。また山東では明初以來、大畝・小畝の區別があつたが、いくつかの縣で明末にいたつて消滅しつつある。たとえば嶧縣では一畝七二〇歩の大畝を嘉靖末に一畝二四〇歩にしているし、滋陽縣では萬曆九年に大畝・中畝・小畝の區別を廢止し、一畝二四〇歩に決めている。こうして一畝當りの面積が均等化された土地を地則に分けるのであるが。その場合、もちろん、土地の生産性が考慮されるわけである。田賦徵收にさいしては、折算が行われ、濟陽縣の例だと、萬曆三十六年以來、上地一畝は糧地約六分に、中地一畝は四分に、下地一畝は二分四釐餘に當てられる。したがって、每畝若干の田賦とはこの折算された糧地一畝に賦課される稅糧額である。地則は鄒縣のように、從來の五則を中等地・下等地の二則に改めて、地則の整理を行うところ（萬曆三十六年）や、萊蕪縣のように、地則を廢止し、下等に統一するところ（萬曆三十一年）もあつた。しかし、こうした例は稀で大體は明末以來の地則を用いているものが多い。齊東縣では順治五年に田土數の確定を行い、萬曆年間の地則上、中、下上、下中、下下の五等を採用し、その上で、上地八分三釐餘、下上地一畝二分四釐、下中地一畝六分九釐餘、下下地二畝五分一釐餘をそれぞれ中地一畝に折算し、中地每畝銀五分四釐餘を賦課することにしてゐる。したがって、同じ一畝の廣さをもつ土地でも、上地と下下地とはその負擔額は三對一の比率になるわけである。

以上が田賦と丁銀賦課の内容であるが、この他山東には一般に「力役之徵」といわれる河夫の役が残存していた。康熙金鄉縣志卷三賦役によると、閘夫、溜夫、淺夫、徭夫などの力役があるが、曹州志を引用して次のように述べている。

閘溜淺夫、明崇禎以前、原係近運河州縣土著之民慣習河務者充役、曹州止協濟工食銀兩、每年額徵銀兩壹拾兩捌錢、解赴濟寧運河廳、收貯支給、……循行已久、曹民稱便、……至國朝順治初、知州線縉蒞任、伊始念切民艱、以爲辨銀不如

任力爲易、遂兪州民、赴濟寧、應役、自是變僱役爲力役矣、

崇禎年間までは、閹夫・溜夫・淺夫の役はともに銀納化され、運河に近い人民で河務に習熟しているものが工食銀を支給されて従事することになっていて、曹州は協濟銀を分擔するにすぎなかったのであるが、順治年間にふたたび實労働の科派になっている。また、德平縣などでは夫絳の役が残存している。さらに役そのものではないが、濟南府をはじめ五府六十九州縣に漕糧のわりあてがあり、山東では臨清・德州の兩倉に漕糧を運送しなければならぬ。これは一應、官收官解の原則があつて、工食銀が若干は支給されるのであるが、その費用をとうていまかないきれぬ額であつた。康熙新城縣志卷三食貨志、起運の條に、

山左夏秋二稅、歲輸臨德兩倉、其附近州縣及可通舟楫者、固易爲力、至如吾新地、隔四百餘里、又無水道可通、勢必藉車驢馱載、而每石額編經費、僅足十之一二、且多風雨滲濕之苦、至倉守候之艱、
とある。

これらの役ないしは實質的な役の他に、いわゆる雑差なるものがあり、これは地方衙門の諸經費の負擔である。濟寧州では門子・禁卒・燈夫などの役人の工食不足分や、新任の官吏の接待費、衙門の修理費までが人民の肩におぶさつていた。これら一切の差徭は里甲に賦課されていたのであるが、紳衿などは負擔を免除されていた。

ところで清初の賦役制は、河夫の例のように明末に銀納化されたものが再び實労働の科派に逆戻りしているものもあるが、大半は銀納化されており、農業生産物の商品化を前提とするものであつた。したがつて、農業生産物を「商品市場」に投じて換金する必要があるわけだが、この「商品市場」自體、極めて不安定なものであつた。加うるに、清初の華北において銀流通が停滯していた。顧炎武の「錢糧論」上に、

往在山東、見登萊並海之人、多言穀賤、處山僻不得銀以輸官、……何以故、則有穀而無銀也、所獲非所輸也、所求非所出也、

とあり、淄州の人唐夢齋の「籌餉卮言」にも、

夫販銀者、常累月而不至、蓋河北物產甚少、而銀之輸解不向南則向北、銀何術而復歸、固無怪其不至也、とあり、「物産の甚だ少ない」華北には銀が十分流通せず、その結果、穀物價格が下落していたのである。河夫の役が貨幣形態から勞働形態に轉換したのも、銀流通の停滯と關係があつたであらう。

こうした狀況に直面して、人民の貨幣收入の一つの方法は棉布生産に依存することであつたと思われる。⁽⁶⁾ 康熙齊東縣志卷八雜錄「遊牧馬處題辭」に、

齊邑土田磽瘠、計其所入、僅足以糊口、而賦徭婚喪之費、漠無所藉、惟恃紡花綿布、而男女晝夜之所作、自農功而外、祇此一事、是以遠方大賈、往往攜重資購布、

とあり、棉布生産の家計收入にしめる位置が大ききものであつたことが了解されるのである。

ところで、康熙中葉になると、農業生産力の上昇・貨幣經濟の發展にともない、地主制がいちじるしく發展し、清朝の人民支配の矛盾が顯在化してくる。聖祖實錄卷一一六、康熙二十三年九月己丑の條に、

召山東巡撫張鵬、諭曰、今見山東人民逃亡京畿近地及邊外各處爲非者甚多、皆由地方勢豪侵占良民田產、無所倚藉、乃至於此、爾到任、務剪除勢豪、招集流亡、俾得其所、

とあり、窮乏した農民は村落を棄てて逃亡し、直隸地方などへ流れた。⁽⁶⁾ また安邱縣では、康熙三十八年に千餘人の農民が暴動を起しつゝあつたのである。

貨幣經濟の進展、地主の土地兼併、農民の逃亡等々の新しい條件のもとで、清初の賦役里甲制はいかなる問題に直面したかを、次にみてみよう。

まず里甲制をめぐる矛盾について検討したい。里甲制は自然村落を無視し、全くの戸數編成原則にもとづくものであったために、賦役徵收にさいしていくつかの困難が生じた。孫元衡「順約編里條約」に、

新邑舊分四十約、村莊雜亂、遠近不齊、……每一里人戶、又散居各約、其共約者、多不共其里、里差不能畫一、共里者、多不共約、催糧奔走艱難、

とあり、自然村落の集合である約はいくつかの里によって分斷され、同一の里にふくまれる者も約を異にしていて、田賦納入の督促が極めて困難であった。また、乾隆臨清直隸州志卷三田賦、圖里に、

或以一鄉之地潛入各里、因而一甲之人雜寄各鄉、且地無坐落、人不認識、

とあり、各郷の人が集まって構成される里甲では、土地が一個處にままとってはいないし、たがいに面識もないのである。

ところで、すでにのべたように里甲には差徭が均派される。濟寧州では五年に一度の編審にさいして必要な經費五千兩を里甲に科派したが、人丁の多い里だと毎丁三錢、少ない里だと毎丁四錢の負擔になるといふ。これは里甲が戸數によって編成され、人丁數には關係がなかったために生じた格差であるが、もし土地面積に照して科派されるとしたらどうなるであらうか。聖祖實錄卷一四六、康熙二十九年六月乙亥の條に、

山東巡撫佛倫疏言、累民之事、第一職役不均、凡紳衿貢監戶下、均免雜差、以致偏累小民、富豪之家、田連阡陌、不應差徭、遂有奸猾百姓、將田詭寄紳衿貢監戶下、希圖避役、

とあり、土地に差免が科派されていたことは明らかであるが「富豪」は紳衿などに土地を詭寄して、差徭負擔を逃れんとしている。差免負擔忌避のもう一つの方法は土地をその坐落する里甲以外の大きい里甲へ登録し、負擔の軽減をはかることであった。乾隆館陶縣志卷六、知縣郎禎國「清地均里記」に、

田在東而過併於西、田在南而過併於北、咸趨田多力厚之里、里甲之田、至有倍徙者、

とある。不在地主たちは土地を任意の里甲に登録し、その結果、里甲の土地は坐落しているにもかかわらず、その里甲に

わりあてられた差徭には無關係という状態が生じたのである。土地所有權の移動が里甲の土地面積を不均等にし、差徭負擔の不均等を生む最大の原因であった。この傾向は、さらに一里十甲の原則をもくずしはじめていた。新城縣では一里數十甲のものがある一方、一里一・二甲のものがでているし、乾隆臨清直隸州志卷三田賦、圖里にも、

更有原屬一甲、強分數甲、賦稅每爲混雜、徭役益不均、

とある。里甲の分離統合は賦役の徵收・科派の面で、とくに田賦徵收にさいして複雑な問題を惹起せしめた。乾隆濟寧直隸州志卷五輿地四、丁口、吳糧「編審議」下に、

有糧在此鄉而地在彼鄉者、有地一里而糧分數甲者、有糧在一甲而地分數處者、糾纏紛錯、雜亂難稽、

とあり、田賦を納入する里甲と土地の坐落する里甲とが分離し、一里にまとまっている土地でも納入する場合には數甲に分けねばならず、また納入する里甲は一個處でも土地が分散しているといった狀況がみられるのである。これは土地を戸數によって分斷したために、また土地所有權の移動にともなう名義變更(過割)によって、さらには、鬼戸をたてて田數を飛瀝したことなどによるものであろう。

田賦徵收における里甲制の矛盾は、里書などによる地則のごまかしや中間搾取によってさらに擴大された。吳糧「編審議」下に、

蓋一則地改爲二則、其糧減半、二則地改爲一則、其糧增半、奸猾之徒、每通冊書、冒法作弊、改重爲輕、挪輕爲重、莫可窮詰、

とあり、冊書(里書)を通して、地則の變更が行われている。また、孫元衡「順約編里條約」に、

再查新邑往例、催糧收糧、俱係里書、亦不過省人惜費之意、無如催糧雖有滾單、小戸不敢自封、則交與甲長、甲長亦不敢自封、則轉托里書、往往里書得銀到手、先飽私囊、措不給串、即有必欲索串之人、則以趙甲之串填給錢乙、與號簿多不相符、

とあり、新城縣では原則としては滾單法(4)を用いて自封投糧することになっていたが、甲長―里書の系列で錢糧が上納されていた。里書は銀を手に入れると、州縣に渡さず、納稅戸には串票(受取證明書)を交付しない。どうしても串票を求める者があれば、他人のものを發行するため、年度末には帳簿と合致しないのである。また、ある者は里書に錢糧を詭掛して負擔をのがれた。康熙齊東縣志卷八雜錄、余爲霖「清賦紀事」に、

壬戌（康熙二十一年）以後而知詭掛之聲、夫詭掛者、隱漏之所由始也、其掛糧於里書者、里書飛灑於闔里、而其人遂種無糧之地矣、

とあり、負擔すべき錢糧は里甲の土地に飛灑されるわけである。

このように里甲制の混亂と田賦徵收における矛盾は、里書の舞弊によってさらに激化したのであるが、清初賦役制のことも重大な問題は、全成丁に丁銀を科派するという原則が實施しえないということであった。吳樞「編審議」上に(4)、
濟寧原編人丁二萬六千六百餘丁、內有地之丁、不及一萬、而無地之丁、乃至一萬六千有奇、其中故絕逃亡老病孤貧之丁及虛丁朋丁、不啻數千、坐是催征不前、徒勞敲扑、官民交受其累、夫濟都會殷庶之地、所編二萬六千八百餘丁、未爲多也、即以有地富厚之家當之、亦足以滿此額數、何無地單丁乃至如許之多、

とある。原編人丁二萬六千餘丁のうち、一萬六千丁以上のものが土地をもたぬ人丁だという。しかも、その中には數千人以上の故絶や逃亡人丁がふくまれている。そのため丁銀の徵收はすすまず、いたずらに勞力を費すのみであるというのである。濟寧の土地を所有する人丁だけに科派しても、現在の二萬六千八百餘丁の負擔は十分まかないきれるといふのに、どうしてこのような多數の「無地之丁」に丁銀を科派することになったのか。吳樞はその原因を四つあげている。

一則派分里甲之弊、舊例審編、拘定各甲舊額、一甲之中、戸口日添、丁不加增、戸口消落、丁不加減、於是強宗盛族子姓成行者、多脫名籍外、而門祚衰薄孤苦伶仃者、仍納丁糧、即祖父亡故、兄弟流移、猶掛人丁之名、包賠上納、良因拘定各甲之額、必欲頂補足數、不相通融故也、

人丁數が甲から里へ、里から州縣へ、州縣から府へと形式で報告され、各里甲の丁銀負擔人丁數が確定される。ところが甲などでは舊額にこだわって戸口の増減や人丁の流亡があつても、定額の人丁數は据え置かれ、變更されない。加えて編審は五年に一度であるから、實在の人丁數と丁銀を負擔する人丁數とに差違が生じるのは當然だが、有力な宗族などでは人丁の編審をのがれるのにたいし、貧農は流亡した者の分まで負擔させられているのである。

二則開報不實之弊、每當開報之期、大概假手胥役里長、所增所除、未當面驗本人、惟憑開報、以致富豪有力者賄囑而倖免、鄉愚貧乏者重疊而妄增、死絕之名、仍掛里甲、逃亡之戶、扳累親人、此甲人多以額足而不報、彼甲戶少以丁缺而捏添、

編審のさい、胥役や里長は、甲長などの査定を實際に點驗することもなく報告し、「富豪」たちは賄賂をおくって丁數をごまかす。そのしわよせは貧戸にかかつてくるのであるが、里甲の人丁數査定は極めてずさんであつて、定額に足りていない場合はそれ以上の人丁數が實在していても報告せず、逆に定額に足りない場合は人丁を捏造するのである。

三則別籍影射之弊、濟寧五方雜處之區、大半外方人民、在州置產立戶、又隣境之民與濟寧二衛屯軍買濟之地住濟之房者甚多、皆稱不係本州之人丁、在原籍不應兩處當差、而奸猾之徒、因而托名影射、此窮丁虛丁所以益多也、

濟寧は運河ぞいにある交通の要衝である。他州縣や他省に本籍をもつ者がここに集まり、土地を買い家をかまえる。彼らは本籍が濟寧にはないことを口實に丁銀を負擔せず、また本籍地では濟寧で納入していると偽って負擔をのがれている。四則濫冒優免之弊、鄉紳舉貢生員、例得優免本身、若雜項職員武生兵辨衙役各項名色、全書未載、今皆一概濫免矣、又先聖先賢各廟、原有洒掃之戶、應免徵丁、而奸猾之民、勾通作弊、亦托名聖府及顏曾仲孟各莊頭門下、假充廟戶、冒免丁差、

鄉紳などは自身の丁銀負擔を免ぜられていたが、濟寧では賦役全書に掲載されていないものまで優免されているし、廟戶の特權を利用して丁銀負擔をのがれているのである。康熙黃縣志、卷八藝文、李蕃、「黃縣均徭序」に、

黄人稠地狭、有以一二畝而納丁者、有以一二分而上丁者、又有無立錐地而上丁者甚衆、數年以前、優免之法濫設、致行差之地無幾、而倡爲每一丁作地伍畝入派、

とあり、優免則例の濫用の結果、土地に課せられる差徭までも一丁五畝の割合で人丁が負擔せねばならなかつた。「無地之丁」の異常な増大は、地主的土地所有の擴大を前提とするものであつたことはいうまでもないが、これに編審の不公平が加わつて、人民の負擔は過重なものとなつていたのである。とくに注目したいのは、實在の人丁數と實際に丁銀を負擔する人丁數とがかけはなれ、その間に種々のごまかしが行われていた事實である。一般に丁銀科派は王朝權力の人民掌握、あるいは個別人身支配の表現として評價されるのであるが、その實態は以上にみたとおりの内容なのである。州縣段階での統計だけにかぎつていえば、整然とならぶ當差人丁數に毎丁若干の丁銀が科派されているのであるが、それは机上の計算であつて、在地ではこの原則から全くかけはなれたものであつた。

以上われわれは康熙中葉における山東の賦役里甲制がいかなる矛盾をはらんでいたかを概観した。それは一言でいえば、農民層の分解と地主の土地兼併によつて、從來の里甲制による收奪が不可能になりつつあり、人民にたいする人頭税（丁銀）も、逃亡などによつて、全成丁には科派することができないばかりでなく、その結果貧農にたいする收奪がますます過酷なものになりつつあつたということである。

順治末以來、華中・華南においても同様の狀況がすでにみられたことは、戸科給事中柯箬の疏にもみえてゐる。江南地域ではこうした事態にたいして、均田均役法を實施し、里甲を戸數ではなしに自然村落ごとに、畝數によつて區分し、徭役の均等化をはかる一方、明末以來すでに實施されていた丁銀科派の方法——「以田（糧）載丁」——が廣はんに採用されたのである。この方法は州縣の土地總額（または田賦總額）を丁數で除し、田若干、糧若干ごとに一丁分の丁銀を負擔せしめるのである。

こうした江南における政策と同一のものが地方の州縣官たちによつて、山東においても實施された。そうした山東での

改革を、次に検討したい。

三

改革の第一は里甲制にかんするものである。まず地方官たちは賦役の徴收・科派にさいして、種々の弊害を起していた里長などを廢止し、自封投櫃を獎勵した。乾隆單縣志卷四官蹟に、

翟堯佐、字亮行、浙江秀水人、康熙二十五年、由監生任單縣知縣、革里長坐差、行滾單法、吏民譁然言不便、堯佐持之益堅、酌定條約、聽民自催自納、正賦外無分文費、賦早完、民乃歡然、

とある。單縣では州縣から派遣された坐差をふくめて里長を廢止している。しかし里甲制の混亂の一つの原因は、戸數編成原則によって自然村落を分斷したことであつたから、莊鎮を基礎に里甲制を再編成する必要があつた。孫元衡「順約編里條約」に、

新邑舊分正德利用厚生永寧四鄉、鄉各十里……舊例每里有里書、每甲有甲長、今盡行革除、凡里書之事、歸併鄉約、甲長之事、歸併莊頭、……民戸分爲四路、共四十約、卽四十里、每路點收役一名、上號出串、各照限期、自封投櫃、一民戸比簿、不用里甲、完缺總數、卽照滾單造爲花名單簿、每里一本、單內每十戸爲一張、簿內亦每十戸爲半頁、凡逢比之日、鄉約催莊頭赴比、莊頭催單頭赴比、

とある。新城縣は正徳・利用・厚生・永寧の四鄉に分かれていたが、これを路に改め、路には收役一名を設け、四十の約に設けられていた郷約、莊鎮の莊頭に、それぞれ里書・甲長の任務を分擔させ、納稅戸は滾單法によって十戸を一グループとし、各グループに單頭を設ける。かくして、收役―郷約―莊頭―單頭という新しい系列が成立するわけである。乾隆臨清直隸州志卷三田賦、圖里に、

將四鄉地畝按路分里、挨莊定甲、悉照舊制、地歸本莊、各立催頭、承催本莊錢糧、

とあり、里甲を自然村落によって再編成し、土地は坐落する莊に歸し、各莊に設けられた催頭（莊頭）はその莊の錢糧のみを承催すればよいのである。このことは、土地を戸數による里甲で分斷せず、自然村落の機構を利用し、田賦徴收の合理化をはかるものである。郎禎國「清地均里記」にも、

於是以田所坐落之村、方易爲東西南北之名色、因此立保、不勒地歸里、

とある。ところが、このように戸數編成原則を否定し、自然村落を基礎に新しく、里甲制を再編成しても、錢糧を納入する莊と土地の坐落する莊とが分離していれば、問題は解決しない。そこで、錢糧は土地所有者の住む莊で納入することにしたのである。孫元衡「順約編里條約」に、

錢糧既歸各莊、不論地在何處、止以人民居址爲定、……不許捏稱地在別莊、互相推諉、

とあり、別の莊に土地があることを口實に納入をごまかすことができないことにした。吳樗「過割議」に、

余於康熙三十五年編審時、帶清地畝、設立二冊、一曰地畝坐落冊、刊發自報供單、令花戶將本名下地畝四至條段等則數目坐落地方村莊、逐一據實填單、開報彙齊、按地方撮歸一處編造、……四鄉地方共一百有二、卽就地方分疆畫界、以地方代里、以莊代甲、計各村莊而成一地方之總、計各地方而成一鄉之總、計四鄉而成一州之總、……有典賣者、俱於地段下、註明過糧、而坐落永無移易、人口有遷徙、而地畝無遷徙、……一曰丁戶居址冊、用滾單催徵之法、按照人戶居址編派、產多者、雖各鄉俱有地畝、而錢糧總歸一戶名下輸納、……查地畝坐落冊、則知地段之所屬、查居址冊、則知錢糧之所在とある。康熙三十五年における吳樗の改革は、まず納稅戸に自分の所有する土地の四至、數目、所在地などを記入した申告書を提出させ、それらをもとにして、從來の里甲を用いずに、莊・地方・郷ごとに土地區劃を行う。このようにすれば土地が里甲に分散することもなく、各村莊ごとに土地所有者を掌握することができるとのである。徴收の場合は、所有地が數郷に分散しようとも、全て一括して現住地で納入せしめるのである。

以上のべたような自然村落を基礎とした新しい里甲の編成法は、一般に順莊編里法といわれ、雍正六年に全國的に實

施された。

改革の第二は丁銀科派にかんするものである。吳糧「編審議」上に、

今日之丁、不能人人盡編、然必家有地畝、始編其丁、使丁繫於地、地出丁銀、無逃亡代賠之弊、亦免貧民偏累之苦、若不問有產無產、是人皆征、大失朝廷寬大之德矣、

とある。今日では全ての成丁に丁銀を科派することはできない。なぜなら、土地をもたぬ人丁があまりにも多いからである。したがって土地を所有する戸の人丁にのみ丁銀を科派し、實質的に土地が丁銀を負担することにすれば逃亡人丁の代賠ということもなくなる。もし有産・無産を問わずに全成丁に丁銀を科派するとすれば、これは朝廷の寛大な徳を失することになるといふわけである。吳糧は土地所有者の人丁に丁銀を科派すべきだといふ。彼はまたこうも述べている。

如江浙地方、人丁有從地起者、有地有丁、無地無丁、地多者丁多、地少者丁少、盡一均平、可以歷久不變、……照兗屬惟曹州單縣、係照地編丁、但兩處丁銀輕、地數多、每畝攤派、不及一釐、而濟寧丁銀既重、地數又少、若將丁銀派入地糧之內、每畝至五六釐之多、雖免窮丁之累、而地糧過重、

すなわち、江浙地方では丁銀を土地面積にしたがって科派していて、土地を有する者にのみ丁銀負擔の義務があり、また土地所有の多寡によって丁銀負擔が増減する。この方法が「以田載丁」とか「丁從地起」とかいわれるものであることは明らかであるが、山東においても、曹州や單縣では「照地編丁」、つまり土地にたいして丁銀を科派しているのである。

吳糧によれば、この州縣でかかる方法が採用できるのは、丁銀が軽く、そのわりに土地が多いから、丁銀を土地税にくりこんでも、每畝一釐ほどの附加税ですむからで、濟寧州だと每畝五・六釐の附加税となり、土地の負擔過重になるといふ。狭郷と寛郷では、土地税に丁銀をくりこむといつても、每畝の負擔額に相當の格差が生まれ、農業生産力の低い山東では、土地負擔の増大にたいする反對もあつたであらう。

今余仍審人丁、而以有地畝者爲準、……徧歷各鄉、逐戶親審、必驗其年過十六以上家有恒產實名實丁、乃編名入冊、……

：凡入州版籍買州地畝殷實之家、俱按戸一例編丁、於是虛增捏減飛洒花分冒名跳甲種種弊竇、悉無所施、狹郷の濟寧州では土地を所有する戸の人丁にのみ丁銀を科派する方法が採用されることになった。これによって「無地之丁」の丁銀負擔は除かれ、また里甲制を利用した種々の納税忌避も防止できるという。

濟寧州のように有地・無地を區別して丁銀負擔を考慮する方法は、明末以來の「不分等則一例人丁」化―「有地・無地、地の多寡の別なし」―の方向からはずれたものであるが、系譜的にはたとえば、章丘縣のように康熙二十五年になつても有地人丁と無地人丁の格差を堅持していたものと同一のものであったとみなしうる。

ところで濟寧州の方法は土地を所有する戸の人丁にかぎるとはいつても、あくまで人頭税の性格をもつものであつて、曹州、單縣の例とは根本的な差違をもつものである。とはいえ、濟寧の改革は、里甲制の再編成と結びついて、土地所有者にたいする收奪を強化する政策であり、全成丁に丁銀を科派するという王朝權力の原則からの逸脱であつたことは承認されるであらう。

さて、丁銀科派をめぐる改革にかんして、曹州・單縣・濟寧州の例とは全くことなつたものとして齊東縣をとりあげておこう。康熙齊東縣志卷三田賦に、

(康熙) 拾參年分、夏稅銀參萬肆千貳百肆拾參兩捌錢伍分壹釐玖毫貳絲壹忽柒微壹纖伍沙貳塵、內有加增人丁銀柒拾壹兩貳錢捌分拾柒年分、夏稅銀參萬肆千肆百肆拾玖兩玖錢玖分壹釐玖毫貳絲壹忽柒微壹纖伍沙貳塵、內有新增人丁銀貳百陸拾肆兩柒錢陸分夏稅銀參萬肆千陸百兩伍錢伍分壹釐玖毫貳絲壹忽壹微壹纖伍沙貳塵、內有新增人丁銀壹百肆拾肆兩柒錢陸分

とある。同縣志卷三戸口によると康熙十一年から二十年までに新增した人丁數は一九一九丁である。齊東縣は順治四年に一例人丁、毎丁銀二錢二分となつてゐるから、その割合で計算すると新增の丁銀は四二二兩一錢八分となる。この額は康熙十三年、十七年、二十二年の夏稅銀に加えられる新增人丁銀の合計四二二兩一錢五分とほとんど差がない。ということは、康熙十一年以降に増加した人丁に科派すべき丁銀が全て夏稅銀のうちにくみこまれてゐるものと考えられるのである。

ある。

ところで、この方法は第一に新增人丁銀のみであるとはいへ、丁銀の地銀へのくりこみがなされている点において、第二に五年に一度の編審によって査定される新增人丁は丁銀負擔とはならん關係がなく、康熙十一年以來、齊東縣の丁銀負擔人丁數は一萬三千餘丁に固定されている點において注目される。とくに人丁數の固定化は康熙五十二年に全國的に實施されるのであるが、それよりも四十年も早く齊東縣で試みられていたわけである。では當差人丁數が實在する人丁數よりも少ないとすれば、この丁銀總額二千八百餘兩はいかなる對象に科派されていたのであろうか。ここで吳樞のいう「各甲の舊額を拘定する」という事實をもとに推察すれば、この丁銀總額を康熙十一年に里甲にわりあてた額に照して科派し、里甲の定額は變更されることなく固定される。したがって、人丁の増減があつても里甲の丁銀負擔には全く關係がない。その上でなおかつ新增人丁がでてくれば、それらを夏稅銀にくりこむことにしていたと思われる。

山東における丁銀科派の實態は、以上みてきたように全成丁に科派するという原則を否定し、土地所有者の人丁にのみ限るとか、土地面積に照して科派して地銀の附加分にするとか、あるいは人丁數を固定し、定額の人丁數を各里甲にわりあてるといったものである。

編審の不公平・里書の舞弊といわれる事實は貧農層の負擔を一層過重なものにしており、原則どおりに科派すれば、逃亡を激化し、ひいては農民の叛亂を惹起することになつたであらう。「朝廷の徳を失す」とは、まさにかかる事態の進行に直面した官僚の危機感より發したとばに他ならない。彼らは丁銀總額を減少することなく、土地所有者の負擔に轉化するなどして、帳簿上のつじつまをあわせていたのである。會典によれば、山東の人丁數は、順治十八年に一七六萬丁であつたが、康熙二十四年には二一萬丁に増加している。しかし實際はこれをさらに上まわる人口増加がみられたと思われるのである。盛世滋生人丁の設定も以上の事實をもとにすると、決して王朝の恩恵などではなく、王朝權力の人民掌握が全く不可能になつたためであることは明らかである。

第三の改革は残存している徭役労働にかんするものである。すでにのべたように、山東における徭役は漕運と河工關係のものが主であった。まず、實質的な徭役科派であった漕運に關する負擔は、一年間にかぎって折色を許可されることによつて一時的に輕減されることがあつた。康熙濟寧州志卷九藝文に、

掌山西道事雲南道監察御史加一級臣黃敬璣謹題、爲折米宜昭時值以免民困事、……又有臣鄉臨德二倉米麥折銀一時、前據山東巡撫劉芳躡題明改折倉糧一疏部議、臨德二倉、係運軍行目等項之用、今積貯米麥、僅足一年支放、應將八年分每米一石銀一兩、每麥一石銀一兩一錢、徵完解部、此蓋順治十七年之例也、查順治十七年米麥之價尙貴、與時值不甚懸殊、及康熙三年、復折一次、民之苦累、已不堪言、況今歲米麥之價、每石不過三錢、是賣三四石之本色、方得完一石之折色、

とあり、山東では順治十七年、康熙三年、同八年にすでに折色が行われている。しかし、黃敬璣の上奏文にもうかがえるように、穀物市場が極めて不安定であれば、かえつて負擔過重になるわけである。官收官解の原則もあつて「永折米麥」は行われていない。ところが、貨幣の流通が盛んになり、商品流通機構が整備されるにしたがい、人民は官收官解の原則とはことなつた方法を用いて負擔の輕減をはかつていた。唐夢賓「籌餉卮言」に、

向歲臨清德州等倉、因足支一年之用、每石粟米曾折至一兩矣、後又曾折至八錢矣、此已行之例矣、若夫採買公則商買自集、不患粟米之不至也、……山東臨清德州倉米及水次倉漕米、皆粟米也、名雖征本解本、然去倉近者一二里、遠者五六百里、其實民間攜銀而往糴者、嘗十之八九、不出一月之內、而數萬石之米交納無缺矣、

とあり、倉に近いところで穀物商人の手によつて集められた粟米を購入して納入するものが多かつたのである。こうした條件のもとに、康熙二十四年に、巡撫張鵬は、臨清・濟寧の運河に近い州縣は從來どおり本色を徵收するが、その他の州縣の臨清倉への米麥を折色に改め、また巡撫錢珏も同二十六年に德州倉の米麥を各州縣の兵餉にぎりかえ、本色の輸送を廢止した。

つぎに、河工にかんする徭役であるが、皇朝文獻通考卷二十二職役考に、

(康熙)二十九年、……又徵僉派河夫工銀、令州縣雇夫應役、河道總督王新命山東巡撫佛倫合疏言、前以沿河州縣僉夫苦累、將額編工食銀兩徵解、令河員募夫應役、但非地方官專司雇夫、恐致逃散、請令州縣雇夫解交、下工部議、從之、とあり、康熙二十九年以前までにすでに河夫工食を支給される雇役の形態をとっている。しかし、在地では徭役科派は消滅していなかったのである。康熙金鄉縣志卷三賦役に、

查僉點之役、毎年以地多者點頭、地少者幫貼其間、避重就輕、……隨於康熙三十三年間、據闔邑紳士張霖等、以請定均徭之法、僱募河夫、以甦民困事具呈、請照隣邑之例、詳明各憲、改爲官僱、仍行之一年、奉前撫憲李恐有額外科派、仍令照舊僉點、及康熙三十八年間、復闔邑生員劉允泗等、以河夫僉點苦累已極、乞天召募以恤民困事具呈、布政司批飭、查議評允官僱、永免僉點、以闔邑行糧地內派徵、每畝派錢三文、遇大桃之年、每畝派三文六釐、按數徵收、給發各夫、とあり、隣邑(曹州)では雇募になつてゐるのに金鄉縣では康熙三十八年まで河夫の徭役が残存していたが、この年に生員の要求によつて錢納に改められている。そのさい、里甲に均派する方法を用いずに、土地面積を基準に科派することになつたのである。

最後に名目的に残存していた班匠銀の地銀へのくりこみを検討しておく。班匠銀とは皇朝文獻通考卷二十一職役考に、(順治)十五年、令直省匠價仍照經制徵解、工部等衙門奏言、按經制所載、遇有大工、直隸各省徵諸匠役、解赴京師、毎年春秋更換、後匠役屢解屢逃、因而折工價解部、於順治二年、奉旨除免匠價、今臣部工程尙繁、需用不貲、應將匠價仍經制徵解、從之、

とあり、工部などの土木工事にかりだされる匠役の徭役銀であり、順治二年に免ぜられたが、同十五年にいたり、ふたたび徵收されることになつたものである。吳樞「雜稅論」に、

額外之徵六、曰課程、曰牙雜稅、曰牛驢抽稅、曰班匠、曰稅契、曰當稅、……至若班匠一項、但有應解之額、實無可徵

之人、……額解班匠、六十四兩有奇、……竊惟今無匠籍民籍之分、要之皆民籍、既徵丁銀、似宜豁除班匠、否則派入條鞭之內、每畝所增、不遇渺漠之數、於國課無損、而貧藝有濟、

とあり、匠籍の消滅した清代においては班匠銀を科派すべき對象が存在しなかつたのである。吳樞は班匠銀を廢止するか、さもなくば地銀の中にくりこむべきだとするが、地銀への攤入は康熙四十一年にいたつて行われた。これは中央政府公認のもとで實施されたものであつて、地丁併徴の先驅的事例として評價されている。山東全省で四千兩であるから、土地の負擔増加といつてもほとんど問題にはならなかつたと思われる。

以上、康熙中葉以來の諸改革を検討してきたのであるが、そこには一貫した傾向が看取しうるのである。つまり賦役收奪における貨幣納化と土地重視への轉換とである。これが貨幣經濟の進展と地主制の發展とによるものであることはいうまでもない。盛世滋生人丁の設定も地丁併徴の改革も、かかる條件に對應した在地での諸改革を前提としてはじめて實施されたのであつた。

山東において地丁併徴が實施されたのは雍正四年からである。その方法は全省の丁銀總額を地銀總額で除し、地銀一兩ごとに丁銀一錢一分五釐を附加する。この場合、民丁と屯丁は合併されて民田・屯衛地に賦課され、竈丁のみ獨立して竈地に賦課された。これによつて、地銀附加分は一律化されるが、土地の多い州縣では從來の地銀・丁銀總額よりも増加するところがあるのである。たとえば、荷澤縣の場合、從來よりも一五三三兩餘の増加となつてゐる。また地銀一兩ごとに一錢一分五釐を附加し、每畝の附加銀は不明なのだが、齊河縣の場合の計算によると、每畝五釐九毫餘の増加になるという。吳樞は每畝五・六釐の負擔増加は土地にとつて過重であるとしており、それから考えると齊河縣では地丁併徴によつて土地の負擔がはなはだ重くなつたことを示している。もちろん、州縣によつて、また地則によつて同じ一畝の土地でも、税額はことなるから、このことから全省的な傾向として斷定できないが、少くとも齊河縣の場合、吳樞をしていなしむれば、「窮丁の累を免るといへども、而るに地糧は過重なり」ということになるであらう。ところが、山東にお

いては、明代嘉靖年間には土地負擔の過重を主な理由として一條鞭法による地銀の成立にかんして激しい反對をみたのたしいし、地丁併徴についてはほとんど反對意見が起っていない。ただ、竈丁についてのみ若干の變更があったにすぎない。道光濟南府志卷三十七宦蹟に、

莽鵠、字卓然、滿洲鑲黃旗人、……（雍正）三年三月擢大理寺卿、留鹽政任、又言新奉特恩、查議東省民丁攤入地畝徵糧、竈戶亦歸入竈地、以廣皇仁、但東省竈地瘠薄、丁多地少、若以六千餘兩丁加銀八千餘兩地糧內、每兩應加七錢有零、未免太重、請以丁銀之半歸入地畝、仍以其半於實在地丁、按名均攤、則賦額無缺、而丁糧較輕、下部議、如所請、從之、

とあり、六千餘兩の丁銀を八千餘兩の地銀にくりこむと土地の負擔がいちじるしく増大するために、丁銀總額の半分を地銀にくりこみ、残る半分を地と丁に分けて均派することにしてゐる。この竈丁の丁銀にかんする變更が唯一のものである。

雍正年間の地丁併徴にたいして積極的な反對意見がみられないのには、農業生産力がようやく明末の段階にまで回復し、地主・上農層にとって土地の負擔増加がそれほど重大ではなかつたことによるものと思われるのである。

おわりに

清初山東において成立する賦役制は、現物納、實勞働の形態からすでに貨幣納の段階に到達してゐた。とはいへ、農業生産力の低下と商品流通の停滯によつて、實勞働形態による徭役科派が復活しており、また全成丁にたいする丁銀科派の原則も貫徹されてゐた。つまり、王朝權力が人民を個別的に掌握せんとする體制が堅持されてゐるのである。しかし、康熙年間に入つて、貨幣經濟が進展し、地主制がいちじるしく擴大するにしたがい、土地兼併による「無地之丁」が増大し、里書の舞弊が加わつて、彼らの負擔が過重になると、農民の逃亡が激化し、それによつてまた逃亡人丁の丁銀が人民に轉嫁される

という悪循環がみられたのである。地方官たちは、編審の原則にかかわらず、「人丁に遷徙あるも、而も地畝に遷徙なし」という観点から土地にたいする賦課に重點をおく政策を實行した。里甲制にかんする順莊編里法も、田賦徵收における改革も、また丁銀料派にたいする改革も、その意味では共通の基盤に立つものである。さらに、徭役については、貨幣納が進められ、土地にたいする科派にきりかえられたことは、明中期以來の賦役改革の最終的整理と評價しえよう。

こうした諸改革は二つの點で注目される。第一は江南における改革と同趣旨のものであるという點である。當時において、すでに華北と華中・華南の賦役制が同じような矛盾に直面していたことを示すものである。第二はかかる改革が康熙中葉少くとも二十年代以降から實施されはじめており、康熙末・雍正年間において集大成されて全國的に實施されているという點である。賦役制をめぐる矛盾が、この時期にいたって全國的規模で顯在化し、清朝權力の支配體制の再編成が日程にのぼりつつあったのではなからうか。

以上、地丁併徴によって人頭税が廢止されるにいたるまでの賦役制改革の過程を検討してみたのであるが、賦役改革というものは、あくまで政治編成の過程であって、問題はむしろそれをおしすすめた矛盾の具體的な分析である。その前提がなければ、雍正年間における清朝權力の基礎構造の基本的特質は解明されないのであろうし、賦役改革のめざす方向も明らかにはしえない。その意味で本稿では山東の賦役改革と下部構造における矛盾の展開過程との有機的な連關を分析しきれていない。この課題は別の機會に果したいと考えている。

註

- (1) 藍宮谷英夫「近世中國における賦役改革」歴史評論一の一、三。

- (2) 北村敬直「清代における租稅改革（地丁併徴）」社會經濟史學十五の三・四、重田徳「地丁併徴」の歴史的意義への一視

角「東洋文化研究所紀要十五」。

- (3) 清代の里甲制については山田秀二「明清時代の村落自治につ

いて」歴史學研究二の三・五・六、和田清編「支那地方自治發達史」第五章、中村治兵衛「清代における地方政治の一考察」歴史學研究十一の一、清水盛光「支那社會の研究」・「中國鄉村社會論」など参照。

- (4) 世祖實錄卷十三、順治二年正月己丑の條。

- (5) 小竹文夫「清時代の耕地開墾」（『近世支那經濟史研究』所收）。

- (6) 明末清初における山東の農民叛乱については、鄭天挺・孝誠等編輯「明末農民起義史料」、謝國楨編「清初農民起義輯録」第二章第三節を参照。
- (7) 辻亭文集所收。孫廷銓（萬曆四十一年—康熙十三年）。
- (8) 小竹氏前掲論文によれば、山東は河南とともに開墾がいちじるしく進んだ地域である。
- (9) 松本善海「清代に於ける總甲制の創立」東方學報（東京）十の三の一。
- (10) 光緒大清會典事例卷一五七戸部、戸口、編審。
- (11) 康熙三十二年から三十七年まで新城縣知縣の任にあった。
- (12) 道光泰安縣志卷十職官、官蹟、徐肇顯の條。
- (13) 乾隆夏津縣志卷二鄉里。里書については、佐伯富「清代の里書—清代財政問題の一齣—」東洋學報四十六の三。
- (14) 江南では里書と里長とは職責をことにしている。錫金謙小錄卷一に、「里書管推收過割、里長管圍內錢糧」とある。
- (15) 孫元衡「順約編里條約」。
- (16) 坐差は座差ともいわれる。乾隆濟寧直隸州志卷六輿地五、賦役。乾隆單縣志卷四官師志、翟堯佐の條。
- (17) 康熙鄒平縣志卷一鄉莊。
- (18) 乾隆濟寧直隸州志卷六輿地五、賦役。
- (19) 康熙鄒平縣志卷三賦役。
- (20) 康熙會典卷二十戸部、田土。
- (21) 山根幸夫氏は明末山東において、三等九則による丁銀科派がしだいに消滅しつつあると認めておられるが（『明代華北における役法の特質』『清水博士追悼記念明代史論叢』所收）、小山
- (22) 順治招遠縣志卷六賦役、崇禎から順治年間にかけて、一例人丁に改めた州縣には、齊東、齊河、汶上、淄川、濟陽、禹城、德州、寧陽、莘、昌邑、掖、單、邱、黃、金鄉などがある。しかし、萊陽縣では康熙年間にいたっても、なお戸等制を採用しているし（康熙萊陽縣志卷三食貨、田賦、戸口）、また章丘縣では康熙二十五年にあつても、有地人丁、無地人丁の二則を用いている（道光濟南府志卷十四田賦）。土地所有の有無によって等則を分ける方法は、すでに萬曆年間でもみられ、鄒平縣では無地人丁には二錢五分を科派し、有地人丁は、土地面積によって五等に分けて、一丁當りの丁銀額に格差を設けている（康熙鄒平縣志卷三賦役）。こうした例外もあるが、康熙年間までには大體ほとんどの州縣で一例人丁になったとみてよい。
- (23) 山根氏前掲論文。
- (24) 萬曆鄒誌卷一丁地誌。
- (25) 雍正樂安縣志卷二十一條議。萬曆三十年知縣孟楠「編審均徭議」。
- (26) 乾隆單縣志卷三食貨、戸口。
- (27) 康熙日照縣志卷三戸口。
- (28) 順治招遠縣志卷六賦役。
- (29) 岩見宏「『山東經會錄』について」（『清水博士追悼記念明代史論叢』所收）。

(30) 天野元之助「中國畝制考」東亞經濟研究復刊三、片岡芝子「華北の土地所有と一條鞭法」(『清水博士追悼記念明代史論叢』所収)。

(31) 光緒嶧縣志卷十三、田賦。

(32) 光緒滋陽縣志卷四田賦。もちろん、州縣ごとに一畝當りの土地面積は相異していたのであって、民國時代の調査によってもいちじるしい格差がある(水野薫「山東省中部山岳地帯に於ける農業事情」滿鐵調査月報十五の十一)。しかし、一州縣段階では土地面積の均等化が行われたとみてまちがいない。

(33) 乾隆濟陽縣志、卷三賦役志田賦。濟陽では萬曆十八年に一畝二四〇歩に統一されている。

(34) 萬曆鄒誌卷一丁地誌。

(35) 康熙萊蕪縣志卷三田賦。康熙汝上縣志卷三、續政紀志、田賦。

(36) 康熙齊東縣志、卷三、田賦。

(37) 谷口規矩雄「明代華北における銀差成立の一研究—山東の門銀成立を中心にして—」東洋史研究二十の三によれば、河夫のいくつかの項目は嘉靖年間に銀納化されているが、大部分は勞役に服するものだったとしている。曹州では銀納化された徭役がふたたび實勞餉科派にもどっているわけである。

(38) 光緒德平縣志卷五官師、季辭の條。その他に、道光東阿縣志、卷十、官蹟、王育良の條。乾隆單縣志、卷四、官師志、翟堯佐の條。康熙勝縣志、卷四、賦役にも同様の役が残存している事實がみえている。また館陶縣では河工にさいして柳束や麻舩などが徴收されている。(乾隆館陶縣志、卷六續田賦、「均牌記」)。

(39) 乾隆濟寧直隸州志、卷六、輿地五、賦役。吳禮「雜差論」。

吳禮は錢塘の人で、康熙三十二年以來、十四年間、濟寧知州の任にあった。その論文「編審議」上下、「過割議」、「雜差論」、「雜稅論」、「催科論」は、著書「收濟錄」に收めるといわれるが、現在では乾隆濟寧直隸州志に断片的に収録されているのみである。なお、地方衙門の額外科派については、岩見宏「雍正時代の公費に關する一考察」東洋史研究十五の四を参照。

(40) 唐夢賚(天啓七年—康熙三十四年)。

(41) 山東における棉布生産については、片岡芝子「明末清初の華北における農家經營」社會經濟史學二十五の二・三を参照。
(42) 黃縣ではすでに康熙九年頃から農民の逃亡がいちじるしかった。康熙黃縣志、卷八李著「黃縣均徭序」に、つぎのようにみえる。

余調銓於庚戌夏、……到任後數月、稽查煙火、逃亡過半、如小杜庄韓戰庄唐家埠等社、逃者十之九、如逢曲上庄東黃水北梧桐等社、逃者十之六七、如文基登屯馬停冶基等社、逃者十之五、其餘逃者十之二三、

(43) 咸豐青州府志、卷三十七、名宦傳、張連登の條。

(44) 乾隆濟寧直隸州志、卷五、輿地四丁口。鄭與興「濟寧遺事記」。

(45) 郎禎國、旗人。康熙二十年館陶縣知縣となる。

(46) 孫元衡「順約編里條約」。

(47) 滾單法とは里のうち五戸あるいは十戸を一グループとして一單を用い、納戸の姓名の下に田土數、錢糧數を記し、それを甲首が集約し、滾單を持ってつきつぎに納稅戸を督促して自封投櫃を獎勵し、里長などがその間に介入することを防止しようとするものである。滾單法はすでに順治八年に蘇松巡撫秦世禎がそ

の實施を要請して許されているが（世祖實錄、卷五十九、順治八年八月丙寅の條）。康熙三十九年にふたたび獎勵されている。（光緒大清會典事例、卷一七一、戶部、田賦、催科）。

(49) 余爲霖、江西金谿人。康熙二十年から二十四年まで齊東縣知縣の任にあつた。

(48) 乾隆濟寧直隸州志、卷五、輿地四、丁口。

(47) 皇朝文獻通考、卷二十五、職役考。

(46) 皇朝文獻通考、卷二十二、職役考。

(45) 藤岡次郎「清代の徭役」歴史教育十二の九。李文治「論清代前期の土地占有關係」歴史研究一九六三年の五。西嶋傳三「清代の税制より見た土地政策の特質—江浙を中心として—」東亞經濟研究復刊二。

(44) 北村氏前掲論文。北村氏によれば「以田（糧）載丁」の方法は全國十省にみられ、華北では陝西省において明末以來實施されてきた。

(43) 同様の措置は多くの州縣でみられる。康熙二十年代では齊東縣（康熙齊東縣志、卷八、雜錄、余爲霖「清賦記事」）、武定州（咸豐武定州志、卷十九、官蹟、黃鼎の條）、臨清州（乾隆臨清直隸州志、卷三、田賦、園里）、清平縣（嘉慶東昌府志、卷二十一、名宦、陳起龍の條）、邱縣（乾隆邱縣志、卷五、名宦、黃道珪の條）があり、同三十年代になると、陽穀縣（康熙陽穀縣志、卷二、職官、金星の條）、高苑縣（咸豐青州府志、卷三十七、名宦傳、張士堯の條）、寧陽縣（康熙寧陽縣志、卷四、戶口）、臨朐縣（咸豐青州府志、卷三十七、名宦傳、陳震萬の條）の各地で實施されている。莘縣では康熙四十年代の末である。（嘉慶東昌府志、卷二十二、名宦、劉蕭の條）。

(55) 佐伯富「清代の郷約・地保について—清代地方行政の一齣—」東方學二十八。

(54) 乾隆濟寧直隸州志、卷三十一、藝文。

(53) 江南においても季復興の井田法として同様の方法がとられている。藤岡氏前掲論文。

(52) 光緒大清會典事例、卷一七二、戶部、田賦、歸豁改徵につきのようにみえる。

(51) 雍正六年覆准、順莊編里、開造的名、如一人有數甲數都之田、分立數戶之名、即歸併一戶、或原一戶而實係數人之產者、部分立の戶花名。

(50) 註(2)參照。

(49) 康熙會典、卷二十七、戶部、戶口。

(48) 道光濟南府志、卷三十七、官蹟、張鵬の條。

(47) 康熙濟寧直隸州志卷六輿地五、賦役。

(46) 光緒大清會典事例、卷一五七、戶部、戶口、丁銀攤徵。

(45) 皇朝文獻通考、卷十九、戶口の按語にいう。

(44) 臣等謹按、匠丁沿自故明、歷年已久、止存戶籍、或派民戶代完、或有司自行賠補、至是始議派入地丁、嗣後丁隨地派之例、實肇於此。

(43) 道光濟南府志、卷三十七、官蹟、王國昌の條。

(42) 光緒大清會典事例、卷一五七、戶部、戶口、丁銀攤徵・世宗實錄卷三十四、雍正三年七月乙丑の條。

(41) 乾隆曹州府志、卷七、戶口、田賦。

(40) 乾隆齊河縣志、卷三、賦役。

(39) 尚鉞「清代前期中國社會的停滯、變化和發展」（『中國資本主義萌芽問題討論集』上所收）。